



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年12月26日金曜日 第2635号

◇ 目 次 ◇ 規 則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則等の一部を改正する規則.....（健康増進課）...1050

告 示

クリーニング業法による研修の指定.....（薬務衛生課）...1055

クリーニング業法による講習の指定.....（ " ）...1055

保安林の指定.....（森林整備課）...1056

保安林の指定施業要件の変更予定に係る揭示.....（ " ）...1056

漁業免許の内容等の公示.....（水産課）...1056

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....（都市計画課）...1058

道路の供用開始（県道松山川内線）（2件）.....（中予地方局管理課）...1058

道路の供用開始（県道美川松山線）.....（ " ）...1058

道路の供用開始（県道松山松前伊予線）.....（ " ）...1059

道路の区域変更（県道小田柳谷線）.....（中予地方局久万高原土木事務所）...1059

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）...1059

建設業者の許可の取消し.....（南予地方局管理課）...1059

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（南予地方局八幡浜支局環境保全課）...1060

指定道路の指定.....（南予地方局八幡浜土木事務所）...1064

訓 令

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令.....（健康増進課）...1064

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告（2件）.....（男女参画・県民協働課）...1070

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画.....（水産課）...1070

規 則

○愛媛県規則第39号

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則等の一部を改正する規則

（審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部改正）

第1条 審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則（昭和28年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） 省略 愛媛県感染症診査協議会臨時委員 愛媛県小児慢性特定疾病審査会委員 愛媛県指定難病審査会委員 省略	別表（第2条関係） 省略 愛媛県感染症診査協議会臨時委員 省略

（児童福祉法施行細則の一部改正）

第2条 児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(委任)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第32条第1項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、児童相談所長に委任する。

(1)~(6) 省略

(7) 法第28条第1項から第3項 _____ までの規定による措置に関する事。

(8)~(12) 省略

(12)の2 法第56条第5項の規定による閲覧又は資料提供の要求に関する事。

(13)~(27) 省略

2 法第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。

(1)~(1)の6 省略

(1)の7 法第21条の5の21第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定障害児通所支援事業者等に対する報告の徴収及び立入検査に関する事。

(1)の8 法第21条の5の21第3項において準用する法第19条の16第2項 _____ の規定による当該職員の身分を示す証明書の交付に関する事。

(1)の9~(1)の18 省略

(1)の19 法第21条の5の26第5項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)及び第24条の39第5項において準用する法第19条の16第2項 _____ の規定による当該職員の身分を示す証明書の交付に関する事。

(1)の20~(3)の3 省略

(3)の4 法第24条の15第2項において準用する法第19条の16第2項の規定による当該職員の身分を示す証明書の交付に関する事。

(3)の5~(25) 省略

3 省略

(児童又はその保護者への通知)

第22条 児童相談所長は、法第27条第1項第3号又は第2項の規定により、児童を児童福祉施設に入所させ、又は児童につき指定発達支援医療機関に治療等の委託をする措置を採ろうとするときは、入所させようとする児童福祉施設又は治療等の委託をしようとする指定発達支援医療機関及び在所中又は委託されている間の費用に関する事項について、児童又はその保護者に告げなければならない。法第31条第3項に規定する変更の措置を採ろうとするときも、同様とする。

2 省略

(児童福祉施設の長又は指定発達支援医療機関の長の届出書)

第23条 省略

様式第7号(第4条関係) 療育給付意見書

省略

注 省略

(委任)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第32条第1項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、児童相談所長に委任する。

(1)~(6) 省略

(7) 法第28条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定による措置に関する事。

(8)~(12) 省略

(12)の2 法第56条第8項の規定による閲覧又は資料提供の要求に関する事。

(13)~(27) 省略

2 法第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。

(1)~(1)の6 省略

(1)の7 法第21条の5の21第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による指定障害児通所支援事業者等に対する報告の徴収及び立入検査に関する事。

(1)の8 法第21条の5の21第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による当該職員の身分を示す証明書の交付に関する事。

(1)の9~(1)の18 省略

(1)の19 法第21条の5の26第5項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)及び第24条の39第5項において準用する法第21条の5の21第2項の規定による当該職員の身分を示す証明書の交付に関する事。

(1)の20~(3)の3 省略

(3)の4 法第24条の15第2項 _____ の規定による当該職員の身分を示す証明書の交付に関する事。

(3)の5~(25) 省略

3 地方自治法第153条第2項の規定により、法第20条第1項の規定による療育の給付の決定に関する知事の権限は、保健所長に委任する。

4 省略

(児童又はその保護者への通知)

第22条 児童相談所長は、法第27条第1項第3号又は第2項の規定により、児童を児童福祉施設に入所させ、又は児童につき指定医療機関 _____ に治療等の委託をする措置を採ろうとするときは、入所させようとする児童福祉施設又は治療等の委託をしようとする指定医療機関 _____ 及び在所中又は委託されている間の費用に関する事項について、児童又はその保護者に告げなければならない。法第31条第3項に規定する変更の措置を採ろうとするときも、同様とする。

2 省略

(児童福祉施設の長又は指定医療機関 _____ の長の届出書)

第23条 省略

様式第7号(第4条関係) 療育給付意見書

省略

注 1 省略

2 病名欄には、骨関節結核とそれ以外の結核を明確に区別

様式第8号(第5条関係) 指定療育機関指定申請書

省略							
標ぼうしている診療科名							
結核にかかっている児童のみを収容する病室(1)		省略					
結核の診療を主として担当する医師(2)		氏名		氏名			
療養生活の指導を担当する職員(3)		省略					
児童の療育生活に必要な設備		図 書		遊 具		その他(4)	
		種 類	冊数	種 目	数	種 目	数
児童の教育に必要な設備		学校の名称		学校の種別(5)		省略	
		省略					

記載要領

- (1)の病室の収容人員及び現員は、結核にかかっている児童のみを収容する病室ごとに記入すること。
- (2)の担当医師の略歴は、結核の診療及び児童の療養生活の指導に関する事項を主とすること。
- (3)の担当職員は、保育士・看護師・児童指導員の別を明らかにし、特に看護師については、小児看護についての再教育の点を明らかにすること。
- (4)は、ラジオ、テレビ、映画機、オルガン等をいう。
- (5)の学校の種別は、該当する方を残して他を抹消すること。

備考 省略

様式第12号(第8条関係) 障害児入所給付費(特定入所障害児食費等給付費)支給申請書兼利用者負担額減額(免除)申請書

省略	
指定入所支援の具体的内容	障害児入所支援(福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設) 指定発達支援医療機関
省略	
省略	

注1~4 省略

- 「被保険者証の記号及び番号」及び「保険者名及び番号」の欄は、障害児入所医療費支給対象施設(医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関)の利用を申請する

して記入すること。

様式第8号(第5条関係) 指定療育機関指定申請書

省略							
標ぼうしている診療科名		(1)		骨関節結核			
		診療を担当しようとする結核の種別		骨関節結核以外の結核			
結核にかかっている児童のみを収容する病室(2)		省略					
骨関節結核又は骨関節結核以外の結核の診療を主として担当する医師(3)		診療担当別氏名		診療担当別氏名			
療養生活の指導を担当する職員(4)		省略					
骨関節結核の診療に必要な設備		装具	有無	けん引装置	有無	その他	
児童の療育生活に必要な設備		図 書		遊 具		その他(5)	
		種 類	冊数	種 目	数	種 目	数
児童の教育に必要な設備		学校の名称		学校の種別(6)		省略	
		省略					

記載要領

- (1)の診療を担当しようとする結核の種別は、該当する方を残して他を抹消すること。
- (2)の病室の収容人員及び現員は、結核にかかっている児童のみを収容する病室ごとに記入すること。
- (3)の担当医師は、骨関節結核及び骨関節結核以外の担当別を明らかにし、略歴は、それぞれの診療及び児童の療養生活の指導に関する事項を主とすること。
- (4)の担当職員は、保育士・看護師・児童指導員の別を明らかにし、特に看護師については、小児看護についての再教育の点を明らかにすること。
- (5)は、ラジオ、テレビ、映画機、オルガン等をいう。
- (6)の学校の種別は、該当する方を残して他を抹消すること。

備考 省略

様式第12号(第8条関係) 障害児入所給付費(特定入所障害児食費等給付費)支給申請書兼利用者負担額減額(免除)申請書

省略	
指定入所支援の具体的内容	障害児入所支援(福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設) 指定医療機関
省略	
省略	

注1~4 省略

- 「被保険者証の記号及び番号」及び「保険者名及び番号」の欄は、障害児入所医療費支給対象施設(医療型障害児入所施設及び指定医療機関)の利用を申請する

場合に記入すること。

6 省略

様式第12号の4（第8条の4、様式第12号、様式第12号の2、様式第12号の3、様式第12号の6関係） 障害児入所受給者証

（表） 省略

（裏）

(4)	省略
注意事項欄	
1・2 省略	
3 医療型障害児入所施設（指定発達支援医療機関を含む。）に入所するときは、この証に医療保険の被保険者証及び障害児入所医療受給者証を添えて、入所する施設に提示してください。	
4～6 省略	

様式第12号の5（第8条の5、様式第13号関係） 障害児入所医療受給者証

省略	注 意 事 項 欄
1 省略	
2 医療型障害児入所施設（指定発達支援医療機関を含む。）に入所するときは、必ずこの証に医療保険の被保険者証を添えて、入所する施設に提示してください。	
3～10 省略	

様式第23号の4（第23条の4関係） 養育里親（専門里親）・養子縁組希望里親・親族里親家庭調査票

省略			
申請者	省略	申請者	省略
事由	3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）児童手当法（昭和46年法律第73号）、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）又は平成23年度における子ども手当の支給等	事由	3 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、社会福祉法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律又は平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

場合に記入すること。

6 省略

様式第12号の4（第8条の4、様式第12号、様式第12号の2、様式第12号の3、様式第12号の6関係） 障害児入所受給者証

（表） 省略

（裏）

(4)	省略
注意事項欄	
1・2 省略	
3 医療型障害児入所施設（指定医療機関を含む。）に入所するときは、この証に医療保険の被保険者証及び障害児入所医療受給者証を添えて、入所する施設に提示してください。	
4～6 省略	

様式第12号の5（第8条の5、様式第13号関係） 障害児入所医療受給者証

省略	注 意 事 項 欄
1 省略	
2 医療型障害児入所施設（指定医療機関を含む。）に入所するときは、必ずこの証に医療保険の被保険者証を添えて、入所する施設に提示してください。	
3～10 省略	

様式第23号の4（第23条の4関係） 養育里親（専門里親）・養子縁組希望里親・親族里親家庭調査票

省略			
申請者	省略	申請者	省略
事由	3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）児童手当法（昭和46年法律第73号）、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）又は平成23年度における子ども手当の支給等	事由	3 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律、社会福祉法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律又は平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

<p>に関する特別措置法（平成23年法律第107号）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p>	<p>に関する特別措置法（平成23年法律第107号）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p>
省略	省略
省略	省略
注 省略	注 省略

（児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部改正）

第3条 児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則（昭和41年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第4条関係）</p> <p>徴収金基準額表</p> <p>省略</p> <p>備考</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 この表における「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、小規模住居型児童養育事業所及び里親並びに障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（児童を入院させるものに限る。以下同じ。）をいう。</p> <p>5 省略</p> <p>6 世帯の階層がB階層と認定された措置児童等の属する世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は、零円とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯（次に掲げる障害児又は障害者（社会福祉施設に措置された障害児若しくは障害者、法第24条の2の規定により障害児入所施設又は指定発達支援医療機関を利用する障害児、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項又は第12項から第14項までのサービスに係る介護給付費等の支給を受ける者に限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）で在宅のものを有する世帯をいう。）ア～エ 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>7～10 省略</p> <p>注 省略</p>	<p>別表（第4条関係）</p> <p>徴収金基準額表</p> <p>省略</p> <p>備考</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 この表における「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、小規模住居型児童養育事業所及び里親並びに障害児入所施設及び指定医療機関（児童を入院させるものに限る。以下同じ。）をいう。</p> <p>5 省略</p> <p>6 世帯の階層がB階層と認定された措置児童等の属する世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は、零円とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯（次に掲げる障害児又は障害者（社会福祉施設に措置された障害児若しくは障害者、法第24条の2の規定により障害児入所施設又は指定医療機関を利用する障害児、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項又は第12項から第14項までのサービスに係る介護給付費等の支給を受ける者に限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）で在宅のものを有する世帯をいう。）ア～エ 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>7～10 省略</p> <p>注 省略</p>

（愛媛県行政組織規則の一部改正）

第4条 愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（保健福祉部各課の所掌事務）	（保健福祉部各課の所掌事務）

第10条 省略

2 省略

3 健康増進課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 難病の患者に対する医療等に関すること。

(4)～(10) 省略

4～7 省略

(保健所)

第27条 保健所の業務は、次のとおりとする。

(1)～(10) 省略

(11) 難病の患者に対する医療等に関すること。

(12)～(16) 省略

2～4 省略

第10条 省略

2 省略

3 健康増進課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 特定疾患対策 _____ に関すること。

(4)～(10) 省略

4～7 省略

(保健所)

第27条 保健所の業務は、次のとおりとする。

(1)～(10) 省略

(11) 特定疾患対策 _____ に関すること。

(12)～(16) 省略

2～4 省略

附 則

1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に提出されている第2条の規定による改正前の児童福祉法施行細則様式第8号及び様式第12号の規定による申請書は、同条の規定による改正後の児童福祉法施行細則様式第8号及び様式第12号の規定による申請書とみなす。

告 示

○愛媛県告示第1427号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定により、次のとおりクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定した。

平成26年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 研修の名称

クリーニング師研修

2 主催者

東京都港区新橋六丁目8番2号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

理事長 大森 利夫

3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成27年2月22日（日）	松山市花園町3-6 学校法人河原学園 愛媛医療専門大学校

4 受講料

5,000円

○愛媛県告示第1428号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定により、次のとおりクリーニング所又は無店舗取次店の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定した。

平成26年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 講習の名称

クリーニング業務従事者講習

2 主催者

東京都港区新橋六丁目8番2号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

理事長 大森 利夫

3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成27年 2月22日(日)	松山市花園町3-6 学校法人河原学園 愛媛医療専門学校

- 4 受講料
4,500円

○愛媛県告示第1429号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年12月26日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林の所在場所
松山市善応寺乙79の1、乙79の2
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1430号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成26年9月16日愛媛県告示第1066号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成26年12月26日

愛媛県知事 中村時広

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
宇和島市津島町山財3、5、8、9、1971	宇和島市伊吹町1207番地サン・リヴィラ202号 笠岡美幸	森林所有者
宇和島市津島町山財44	宇和島市丸之内一丁目3番17号 石丸文久	〃
宇和島市津島町山財68	京都市伏見区石田西ノ坪1番地 河坂昌利	〃
宇和島市津島町山財89	宇和島市新町一丁目5番22号 松本尚	〃
宇和島市津島町山財144	北宇和郡津島町大字山財270番戸 山田平吉	〃
宇和島市津島町山財194、198	北宇和郡津島町大字岩松甲60番地 佐藤俊運	〃
宇和島市津島町山財203	北宇和郡津島町大字山財下組211番地2 兵頭徳治	〃

宇和島市津島町山財217	大阪市平野区加美東五丁目10番21号 河野智	〃
宇和島市津島町山財219	北宇和郡清満村大字山財下組190番地 兵頭善八	〃
宇和島市津島町山財1602	北宇和郡津島町大字山財212番戸 岡村孫三郎	〃
宇和島市津島町山財1610	岡村孫三郎	〃
宇和島市津島町山財1696	大阪府吹田市五月が丘南31番10-301号 清家仙次	〃
宇和島市津島町山財1737、1797	北宇和郡津島町大字山財970番地 梶原多丸	〃
宇和島市津島町山財1749	神奈川県茅ヶ崎市松が丘二丁目13番27号 岡幹雄	〃
宇和島市津島町山財1779、1780、1853、1887	北宇和郡津島町大字山財下組309番地 清家仙次	〃
宇和島市津島町山財1783、1787、1798	宇和島市野川甲1241番地1 結城弘子	〃
宇和島市津島町山財1800、1808、1903、1909	北宇和郡津島町大字山財下組1207番地 山口淳子	〃
宇和島市津島町山財1858	北宇和郡清満村大字山財下組829番地 山本長藏	〃
宇和島市津島町山財1880	北宇和郡清満村大字山財下組211番地 兵頭徳治	〃
宇和島市津島町山財1937	東宇和郡宇和町大字伊賀上1614番地 松本文雄	〃
宇和島市津島町山財2100	宇和島市伊吹町甲1013番地2 浜田音二郎	〃
宇和島市津島町山財2142、2143	南宇和郡御荘町平城3384番地1 濱田音二郎	〃
宇和島市津島町山財2272	茨城県稲敷郡新利根町伊佐津2584番地4 森田啓介	〃
宇和島市津島町山財2458、2828、2839、2840、2850	北宇和郡津島町大字山財2826番地 堀江武一	〃
宇和島市津島町山財2792	宇和島市川内甲1980番地1(市営住宅) 濱田ノブ子	〃

- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1431号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、

区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成26年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

(1) ア 免許番号 伊区第12号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 西宇和郡伊方町明神地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イB、Bオ、オエ、エウ及びウアの6直線によって囲まれた区域

基点 A 西宇和郡伊方町明神漁港第2防波堤突端南端

B 西宇和郡伊方町明神地区防波堤突端北端

点 ア Aから西宇和郡伊方町二名津ウドノ口見通し150メートルの点

イ Bから西宇和郡伊方町二名津ウナイ浜の鼻見通し150メートルの点

ウ Aから西宇和郡伊方町二名津ウドノ口見通し50メートルの点

エ Aから159度210メートルの点

オ AからBへ200メートルの点

ウ 地元地区 西宇和郡伊方町三崎地区

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(イ) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(2) ア 免許番号 伊特区第24号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	あわび垂下式・わかめ・こんぶ養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 西宇和郡伊方町明神地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アウ、ウイ及びイAの4直線によって囲まれた区域

基点 A 西宇和郡伊方町明神漁港第2防波堤突端南端

B 西宇和郡伊方町明神地区防波堤突端北端

点 ア Aから西宇和郡伊方町二名津ウドノ口見通し50メートルの点

イ AからBへ200メートルの点

ウ Aから159度210メートルの点

ウ 地元地区 西宇和郡伊方町三崎地区

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(3) ア 免許番号 宇特区第298号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町久良地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町久良トクンタネ西小鼻標識

B 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜滝の下標識

点 ア Aから南宇和郡愛南町野地島頂見通し200メートルの点

イ Aから南宇和郡愛南町野地島頂見通し425メートルの点

ウ Bから189度680メートルの点

エ Bから181度310メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町久良

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(4) ア 免許番号 宇特区第299号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町久良地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜滝の下標識

B 南宇和郡愛南町久良中天嶺標識

点 ア Aから160度365メートルの点

イ Aから178度740メートルの点

ウ Aから南宇和郡愛南町当木島西端見通し810メートルの点

エ Bから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し620メートルの点

オ Bから南宇和郡愛南町野地北端見通し360メートルの点

カ Bから南宇和郡愛南町樽見鼻見通し170メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町久良

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(5) ア 免許番号 宇特区第300号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	くるまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町久良地先
- (ウ) 漁場の区域
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域
基点 A 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜湾の下標識
点 ア Aから181度310メートルの点
イ Aから189度680メートルの点
ウ Aから178度740メートルの点
エ Aから160度365メートルの点
- ウ 地元地区 南宇和郡愛南町久良
- エ 制限又は条件
 - (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
 - (イ) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなければならない。

- 2 免許予定日
平成27年4月1日
- 3 申請期間
平成26年12月26日から平成27年2月6日まで
- 4 存続期間
 - (1) 区画漁業
平成27年4月1日から平成36年3月31日まで
 - (2) 特定区画漁業
平成27年4月1日から平成31年3月31日まで

○愛媛県告示第1432号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、今治広域都市計画地区計画の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成26年12月26日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成26年12月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	松山川内線	松山市松末一丁目237番35から 同市松末一丁目146番15まで	平成26年12月26日
〃	〃	松山市松末一丁目150番4	〃

○愛媛県告示第1434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成26年12月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	松山川内線	松山市福音寺町67番7から 同町70番4まで	平成26年12月26日

○愛媛県告示第1435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成26年12月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川松山線	松山市水尻町747番3から 同町793番6まで	平成26年12月26日

○愛媛県告示第1436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山松前伊予線	伊予郡松前町大字浜字今新開801番11から 同字800番13まで	平成26年12月26日

○愛媛県告示第1437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字菅行4799番2地先から 同字4801番2まで	旧	メートル 3.6~44.5	キロメートル 0.040	
		上浮穴郡久万高原町西谷字菅行4799番2地先から 同字4801番3まで	新	3.6~49.7	0.040	

○愛媛県告示第1438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字菅行4799番2から 同字4801番3まで	平成26年12月26日

○愛媛県告示第1439号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(般-21)第16647号	平成22年 3月2日	(株)井上電化サービス	井上 志朗	西予市宇和町上松葉590 - 1	平成26年 11月11日	土木事業 とび・土工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-26)第15643号	平成26年 10月20日	(有)凝地	凝地 美紀	南宇和郡愛南町緑乙3605	平成26年 11月18日	左官工事業、鉄筋工事業 板金工事業、ガラス工事業 塗装工事業、防水工事業 熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第1440号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び伊方町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成26年12月26日

愛媛県八幡浜保健所長 竹之内 直 人

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
伊方町長 山下 和彦
西宇和郡伊方町湊浦1993番地 1
- 2 事業場の名称及び所在地
伊方町健康交流施設 亀ヶ池温泉
西宇和郡伊方町二見甲1289番地及び甲1310番地 1
- 3 特定施設に関する事項

(1) 乾燥洗濯機

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第66号の3 旅館業の用に供する施設 口 洗濯施設	
特定施設の能力	洗濯乾燥容量 8キログラム×2台	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後60日後	
使用開始の予定年月日	工事完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0～8.0 最大 6.0～8.0
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 100
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 120
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 120 最大 150
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8.0 最大 10
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.0 最大 3.0
	大腸菌群数（単位 1立方センチメートルにつき個）	通常 無数 最大 無数

ノルマルヘキサン抽出物質含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3.0 最大 4.0
ふっ素及びその化合物（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 検出されず 最大 検出されず
シアン化合物（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 検出されず 最大 検出されず
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 0.25 最大 0.5

(2) 入浴施設No.1

特定施設の種類	政令別表第1第66号の3 旅館業の用に供する施設 八 入浴施設
特定施設の能力	露天風呂 14.58立方メートル あつ湯風呂 3.69立方メートル 一般浴 11.77立方メートル 気泡浴 2.85立方メートル 水風呂 2.10立方メートル 樽風呂 2.51立方メートル 掛湯 0.29立方メートル
設置年月日	平成19年7月31日
特定施設の使用時間間隔	連 続
特定施設の1日当たりの使用時間	12時間（10時～22時）
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し

浴槽排水

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0～8.0 最大 6.0～8.0
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.0 最大 3.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.0 最大 3.0
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 3
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.0 最大 2.0
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.10 最大 0.20
	大腸菌群数（単位 1立方センチメートルにつき個）	通常 検出されず 最大 検出されず

ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
ふっ素及びその化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
シアン化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 40 最大 70

洗い場排水

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
	生物化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 120
	浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 150
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.0 最大 10
	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0
	大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個)	通常 無数 最大 無数
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 4.0
	ふっ素及びその化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
	シアン化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 12 最大 13	

備考 宿泊施設の併設に伴い、既設入浴施設が許可後特定施設となる。

(3) 入浴施設No.2

特定施設の種別	政令別表第1第66号の3 旅館業の用に供する施設 八 入浴施設
---------	---------------------------------

特定施設の能力	露天風呂 12.86立方メートル あつ湯風呂 3.69立方メートル 一般浴 12.25立方メートル 気泡浴 3.20立方メートル 水風呂 2.10立方メートル 陶器風呂 2.59立方メートル 掛湯 0.29立方メートル
設置年月日	平成19年7月31日
特定施設の使用時間間隔	連続
特定施設の1日当たりの使用時間	12時間(10時~22時)
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし

浴槽排水

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
	生物化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0
	浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 2.0
	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.10 最大 0.20
	大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個)	通常 検出されず 最大 検出されず
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
	ふっ素及びその化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
	シアン化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 40 最大 70	

洗い場排水

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
-----------------------	---------------	--------------------------

る汚水等の 汚染状態の 値	生物化学的 酸素要求量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 50 最大 100
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 100 最大 120
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 120 最大 150
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 8.0 最大 10
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.0 最大 3.0
	大腸菌群数 (単位 1 立方センチ メートルに つき個)	通常 無数 最大 無数
	ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 3.0 最大 4.0
	ふっ素及び その化合物 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
	シアン化合 物(単位 1リットル につきミリ グラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 12 最大 13	

備考 宿泊施設の併設に伴い、既設入浴施設が許可後特定施設となる。

(4) 入浴施設No.3

特定施設の種 類	政令別表第1第66号の3 旅館業の用に 供する施設 八 入浴施設
特定施設の能 力	家族風呂 0.97立方メートル 福祉風呂 1.25立方メートル
設 置 年 月 日	平成19年7月31日
特定施設の使用時間間隔	連 続
特定施設の1日当たりの使用時間	12時間(10時~22時)
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し

浴槽排水

特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
	生物化学的 酸素要求量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.0 最大 3.0

化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0
浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2 最大 3
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.0 最大 2.0
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.10 最大 0.20
大腸菌群数 (単位 1 立方センチ メートルに つき個)	通常 検出されず 最大 検出されず
ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
ふっ素及び その化合物 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
シアン化合 物(単位 1リットル につきミリ グラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 8 最大 9

洗い場排水

特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
	生物化学的 酸素要求量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 50 最大 100
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 100 最大 120
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 120 最大 150
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 8.0 最大 10
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.0 最大 3.0
	大腸菌群数 (単位 1 立方センチ メートルに つき個)	通常 無数 最大 無数

ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 4.0
ふっ素及びその化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
シアン化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 3 最大 4

備考 宿泊施設の併設に伴い、既設入浴施設が許可後特定施設となる。

(5) 入浴施設No.4

特定施設の種類	政令別表第1第66号の3 旅館業の用に供する施設 八 入浴施設	
特定施設の能力	足湯 1.19立方メートル	
設置年月日	平成19年7月31日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	12時間(10時~22時)	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 2.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.10 最大 0.20
	大腸菌群数(単位 1立方センチメートルにつき個)	通常 検出されず 最大 検出されず
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず

ふっ素及びその化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
シアン化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1 最大 2

備考 宿泊施設の併設に伴い、既設入浴施設が許可後特定施設となる。

4 汚水等の処理施設に関する事項

設置年月日	平成19年7月31日		
処理施設の種別	合併処理浄化槽		
処理施設の型式	FN2F型		
処理施設の構造	FRP製		
処理施設の主要寸法	縦 13.3メートル 横 5.3メートル 高さ 3.44メートル		
処理施設の能力	320人槽 1日当たり79立方メートル		
汚水等の処理の方式	凝集剤添加膜分離活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 92 最大 115	通常 8.0 最大 10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 160 最大 200	通常 8.0 最大 10
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 160 最大 200	通常 4 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 32 最大 40	通常 12 最大 15
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.2 最大 4.0	通常 0.80 最大 1.0
	大腸菌群数(単位 1立方センチメートルにつき個)	通常 無数 最大 無数	通常 0 最大 3,000

ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.4 最大 5.0	通常 2.7 最大 4.0
ふっ素及びその化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず	通常 検出されず 最大 検出されず
シアン化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず	通常 検出されず 最大 検出されず
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 69 最大 79	通常 69 最大 79

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.6 最大 10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.6 最大 10
	浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 5
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.8 最大 15
	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.41 最大 1.0

大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個)	通常 0 最大 3,000以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.2 最大 4.0
ふっ素及びその化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
シアン化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 検出されず 最大 検出されず
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 158 最大 230

備考 汚水等の処理施設からの排水のほか、浴槽排水を排出する。このほかに、雨水専用排水口としてNo.2、No.3排水口がある。

○愛媛県告示第1441号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成26年12月26日

愛媛県南予地方局長 稲田 洋一郎

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成26年12月19日
- 3 指定道路の位置
大洲市徳森字土肥1987番1の一部、1983番1の一部、2849番の一部及び2002番6の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
(1) 延長 120.76メートル 20.58メートル
(2) 幅員 6.00メートル 6.00メートル

訓 令

○愛媛県訓令第20号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年12月26日

愛媛県知事 中村 時 広

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(分掌事務) 第2条 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課室の分掌事務は、次のとおりとする。	(分掌事務) 第2条 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課室の分掌事務は、次のとおりとする。

省略

健康増進課

(1)～(3) 省略

(4) 難病の患者に対する医療等に関する事。

(5)～(15) 省略

省略

2 四国中央保健所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

省略

保健課

(1)～(3) 省略

(4) 難病の患者に対する医療等に関する事。

(5)～(15) 省略

省略

別表（第4条、第8条関係）

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
健康増進課	1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行に関する事務	1 小児慢性特定疾病医療費に関する事。		
		(1) 支給認定（第19条の3第3項、第5項、第7項）	—	
		(2) 小児慢性特定疾病審査会への審査依頼（第19条の3第4項）	—	
		(3) 支給認定の変更認定（第19条の5第2項、第3項）	—	
		(4) 支給認定の変更の届出の処理（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下この部において「省令」という。）第7条の9第3項）	—	
		(5) 支給認定の取消し（第19条の6）	—	
		(6) 報告等の命令及び質問（第57条の3第2項）	—	
		(7) 資料の提供等の要求（第57条の4第2項）	—	
		(8) 医療受給者証の再交付（省令第7条の23第1項）		—
		(9) 医療受給者証の返還の受理（省令第7条の23第4項）		—
	2 省略			
2～6	省略			

備考 省略

省略

健康増進課

(1)～(3) 省略

(4) 特定疾患対策 _____ に関する事。

(5)～(15) 省略

省略

2 四国中央保健所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

省略

保健課

(1)～(3) 省略

(4) 特定疾患対策 _____ に関する事。

(5)～(15) 省略

省略

別表（第4条、第8条関係）

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
健康増進課	1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行に関する事務			
			1 省略	
	2 小児慢性特定疾患治療研究対象者の認定（第21条の5、愛媛県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和50年3月31日制定）第8の1）	—		
2～6	省略			

備考 省略

(愛媛県児童相談所処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県児童相談所処務規程(昭和36年愛媛県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>指導課</p> <p>(1) 児童福祉法第24条の3第2項の規定による入所給付決定(同法第24条の2第2項の規定による障害児入所給付費の額の決定(同法第24条の5の規定による認定を含む。)、同法第24条の3第6項の規定による入所受給者証の交付及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第25条の9の規定による負担上限月額等の通知を含む。)に関する事。</p> <p>(2) 児童福祉法第24条の4第1項の規定による入所給付決定の取消し(同条第2項の規定による入所受給者証の返還の受理を含む。)に関する事。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 児童福祉法第26条第1項、第27条、第27条の2第1項、第27条の3、第28条第1項から第3項 _____ まで、第30条第3項、第31条第2項及び第3項、第33条並びに第33条の4の規定による相談及び措置に関する事。</p> <p>(4)の2~(8) 省略</p> <p>(9) 児童福祉法第56条第1項、第2項及び第5項の規定による扶養義務者負担金に関する事。</p> <p>(10)~(19) 省略</p> <p>省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>指導課</p> <p>(1) 児童福祉法第24条の3第1項の規定による施設給付決定(同法第24条の2第2項の規定による障害児施設給付費の額の決定(同法第24条の5の規定による認定を含む。)、同法第24条の3第6項の規定による施設受給者証の交付及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第25条の9の規定による負担上限月額等の通知を含む。)に関する事。</p> <p>(2) 児童福祉法第24条の4第1項の規定による施設給付決定の取消し(同条第2項の規定による施設受給者証の返還の受理を含む。)に関する事。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 児童福祉法第26条第1項、第27条、第27条の2第1項、第27条の3、第28条第1項、第2項及び第4項から第6項まで、第30条第3項、第31条第2項及び第3項、第33条並びに第33条の4の規定による相談及び措置に関する事。</p> <p>(4)の2~(8) 省略</p> <p>(9) 児童福祉法第56条第1項、第2項及び第8項の規定による扶養義務者負担金に関する事。</p> <p>(10)~(19) 省略</p> <p>省略</p> <p>2 省略</p>

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第3条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																															
<p>別表第5(第4条関係)</p> <p>知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">組織名</th> <th rowspan="3">事務の種類</th> <th rowspan="3">事項</th> <th colspan="4">決裁区分</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">知事</th> <th colspan="3">専決者</th> </tr> <tr> <th>部長</th> <th>局長</th> <th>課長</th> <th>主幹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">健康増進課</td> <td>1~12 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 児童福祉法の施行に関する事務</td> <td>1 <u>指定医に関する事。</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(1) <u>指定(第19条の3第1項)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組織名	事務の種類	事項	決裁区分				知事	専決者			部長	局長	課長	主幹	健康増進課	1~12 省略						13 児童福祉法の施行に関する事務	1 <u>指定医に関する事。</u>							(1) <u>指定(第19条の3第1項)</u>					<p>別表第5(第4条関係)</p> <p>知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">組織名</th> <th rowspan="3">事務の種類</th> <th rowspan="3">事項</th> <th colspan="4">決裁区分</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">知事</th> <th colspan="3">専決者</th> </tr> <tr> <th>部長</th> <th>局長</th> <th>課長</th> <th>主幹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">健康増進課</td> <td>1~12 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 児童福祉法の施行に関する事務</td> <td>1 <u>小児慢性特定疾患治療研究費の交付額及び委託料の決定(第21条の9の6、新たな小児慢性特定疾患対策の確立について(平成17年2月21日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)第4の7)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組織名	事務の種類	事項	決裁区分				知事	専決者			部長	局長	課長	主幹	健康増進課	1~12 省略						13 児童福祉法の施行に関する事務	1 <u>小児慢性特定疾患治療研究費の交付額及び委託料の決定(第21条の9の6、新たな小児慢性特定疾患対策の確立について(平成17年2月21日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)第4の7)</u>				
組織名				事務の種類	事項	決裁区分																																																										
						知事	専決者																																																									
	部長	局長	課長				主幹																																																									
健康増進課	1~12 省略																																																															
	13 児童福祉法の施行に関する事務	1 <u>指定医に関する事。</u>																																																														
		(1) <u>指定(第19条の3第1項)</u>																																																														
組織名	事務の種類	事項	決裁区分																																																													
			知事	専決者																																																												
				部長	局長	課長	主幹																																																									
健康増進課	1~12 省略																																																															
	13 児童福祉法の施行に関する事務	1 <u>小児慢性特定疾患治療研究費の交付額及び委託料の決定(第21条の9の6、新たな小児慢性特定疾患対策の確立について(平成17年2月21日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)第4の7)</u>																																																														

(2) 研修の実施（児童福祉法施行規則（以下この部において「省令」という。）第7条の10第1項第2号）				—																
(3) 指定の更新（省令第7条の12）																				
(4) 申請内容の変更の届出の受理（省令第7条の14）																				
(5) 指定の辞退の届出の受理（省令第7条の15）																				
(6) 指定の取消し（省令第7条の16）	—																			
(7) 指定、指定の変更、指定の辞退及び指定の取消しに係る公表（省令第7条の17）																				
2 指定小児慢性特定疾病医療機関に関すること。																				
(1) 指定（第6条の2第2項）																				
(2) 指定の更新（第19条の10第1項）																				
(3) 指導（第19条の13）																				
(4) 変更並びに業務の休止、廃止及び再開等の届出の受理（第19条の14、省令第7条の36）																				
(5) 指定の辞退の届出の受理（第19条の15）																				
(6) 報告の徴収及び検査（第19条の16第1項）																				
(7) 小児慢性特定疾病医療費の支払の一時差止め（第19条の16第4項）	—																			
(8) 勧告（第19条の17第1項）																				
(9) 勧告に従わない旨の公表（第19条の17第2項）																				
(10) 措置命令（第19条の17第3項、第4項）																				
(11) 指定の取消し等（第19条の18）	—																			
(12) 指定、指定の変更、指定の辞退及び指定の取消しに係る公示（第19条の19）																				
3 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施（第19条の22第1項から第3項まで）																				

14～16 省略										14～16 省略										
17 難病 の患者 に対す る医療 等に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 特定医療費に関すること。																			
	(1) 支給認定（第7条第1項、第3項、第4項）																			
	(2) 指定難病審査会への審査依頼（第7条第2項）																			
	(3) 支給認定の変更認定（第10条第2項、第3項）																			
	(4) 支給認定の変更の届出の処理（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下この部において「省令」という。）第13条第1項）																			
	(5) 支給認定の取消し（第11条）																			
	ア 第11条第1項第3号及び第4号に掲げる場合に係るもの																			
	イ ア以外のもの																			
	(6) 報告等の命令及び質問（第35条第1項）																			
	(7) 資料の提供等の要求（第37条）																			
	(8) 医療受給者証の再交付（省令第26条）																			
	2 指定医に関すること。																			
	(1) 指定（第6条第1項）																			
	(2) 研修の実施（省令第15条第1項第1号口、第2号）																			
	(3) 指定の更新（省令第17条第2項）																			
	(4) 申請内容の変更の届出の受理（省令第19条）																			
	(5) 指定の辞退の申出の受理（省令第20条第1項）																			
	(6) 指定の取消し等（省令第20条第2項から第4項まで）																			
	(7) 指定、指定の変更、指定の辞退及び指定の取消し等に係る公表（省令第21条）																			
	3 指定医療機関に関すること。																			
(1) 指定（第5条第1項）																				
(2) 指定の更新（第15条第1項）																				

(3) 指導（第18条）					—
(4) 変更並びに業務の休止、廃止及び再開等の届出の受理（第19条、省令第43条）					—
(5) 指定の辞退の申出の受理（第20条）					—
(6) 報告の徴収及び検査（第21条第1項）					—
(7) 特定医療費の支払の一時差止め（第21条第4項）	—				
(8) 勧告（第22条第1項）			—		
(9) 勧告に従わない旨の公表（第22条第2項）			—		
(10) 措置命令（第22条第3項、第4項）			—		
(11) 指定の取消し等（第23条）	—				
(12) 指定、指定の変更、指定の辞退及び指定の取消しに係る公示（第24条）					—
4 療養生活環境整備事業の実施（第28条第1項）					—

（愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正）

第4条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前							
別表第3（第4条関係）					別表第3（第4条関係）							
局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項					局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項							
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			局長	部 長	課 長				主 幹	局長	部 長	課 長
地域福祉課	1～6 省略	1 省略				地域福祉課	1～6 省略	1 省略				
		2 指定障害児通所支援事業者に関すること。						福祉法の施行に関する事務	2 指定障害児通所支援事業者に関すること。			
		(1)～(5) 省略							(1)～(5) 省略			
		(6) 報告の徴収及び立入検査（第21条の5の21第1項、第2項）							(6) 報告の徴収及び立入検査（第21条の5の21第1項、第4項）			
		(7) 当該職員の証明書の交付（第19条の16第2項、第21条の5の21第3項）							(7) 当該職員の証明書の交付（第21条の5の21第2項、第4項）			
		(8)～(12) 省略						(8)～(12) 省略				

備考 省略	3 指定障害児入所施設等に関する こと。					備考 省略	3 指定障害児入所施設等に関する こと。				
	(1)～(7) 省略						(1)～(7) 省略				
	(8) 当該職員の証明書の交付 (第19条の16第2項、第24条の15第2項)						(8) 当該職員の証明書の交付 (第21条の5の21第2項、第24条の15第2項)				
	(9)～(13) 省略						(9)～(13) 省略				
	4 業務管理体制の整備に関する こと。						4 業務管理体制の整備に関する こと。				
	(1)・(2) 省略						(1)・(2) 省略				
	(3) 当該職員の証明書の交付 (第19条の16第2項、第21条の5の26第5項、第24条の19の2、第24条の39第5項)						(3) 当該職員の証明書の交付 (第21条の5の21第2項、第21条の5の26第5項、第24条の19の2、第24条の39第5項)				
	(4)～(7) 省略						(4)～(7) 省略				
	5～11 省略						5～11 省略				
	8～29 省略						8～29 省略				

附 則

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年12月15日	特定非営利活動法人 愛媛昆虫類調査研究機構	菅 晃	松山市泉町109番地の3	この法人は、昆虫類の調査研究や環境保全に関する事業を行い、昆虫類の分布・生態等の解明や種の保存を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年12月16日	特定非営利活動法人 こころ塾	村 松 つ ね	松山市大街道三丁目2番地16	この法人は、働く人々に対して、心の健康増進に関する事業を行い、幸せな家庭、職場作りに寄与することを目的とする。

○公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）

第4条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画（平成26年6月27日付け公告）を次のとおり変更した。

平成26年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

県は、海洋生物資源の保存及び管理の一層の推進を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する基本計画において定められた第1種特定海洋生物資源ごとの本県における漁獲可能量（以下「知事管理量」という。）及び第2種特定海洋生物資源の本県の漁業者に係る漁獲努力可能量（以下「知事管理努力量」という。）の管理に関し、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量又は漁獲努力量の公表その他の知事管理量及び知事管理努力量の管理の実効性を担保するための措置を講じるため、本県における第1種特定海洋生物資源の採捕実績（他県からの入漁者の採捕実績を含む。）及び本県の漁業者に係る第2種特定海洋生物資源の操業実績の的確な把握に努める。
- (2) 海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。

また、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するほか、法第13条第2項に規定する協定に係る制度（以下「協定制度」という。）の活用等により、漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

なお、本県における海洋生物資源の保存及び管理の推進に当たっては、他県からの入漁者の採捕実績に対し妥当な配慮を払うものとする。

2 知事管理量に関する事項

平成26年及び平成27年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	知事管理量			
	平成26年		平成27年	
	平成26年1月から12月まで	平成26年7月から平成27年6月まで	平成27年1月から12月まで	平成27年7月から平成28年6月まで
まあじ	5,000トン		6,000トン	
まいわし	若干		若干	
まさば及びごまさば		若干		(注)

(注)平成27年のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 知事管理量の採捕の種類別の数量に関する事項

平成26年及び平成27年の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成26年1月から12月まで	平成27年1月から12月まで
まあじ	中型まき網漁業及び小型まき網漁業	3,500トン	4,200トン

4 知事管理量（まあじにあっては、採捕の種類別の数量）に関し

実施すべき施策に関する事項

- (1) 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、採捕数量の報告を義務付けることとする。

- (2) まあじの採捕を目的とする一本釣り漁業及び遊漁については、その実態の把握に努め、数量管理の在り方について検討することとする。
- (3) まいわし並びにまさば及びごまさばについては、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないように努めるとともに、漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるように努めることとする。

5 知事管理努力量に関する事項

平成26年及び平成27年の知事管理努力量は、次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	知事管理努力量					
		瀬戸内海		瀬戸内海		宇和海	
		平成26年4月1日から6月30日まで	平成26年9月1日から11月30日まで	平成27年4月1日から6月30日まで	平成27年9月1日から11月30日まで	平成26年10月1日から12月31日まで	平成27年10月1日から12月31日まで
さわら	さわら流し網漁業	16,590隻日	5,880隻日	16,590隻日	5,880隻日	7,490隻日	7,490隻日

6 知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別の数量に関する事項

平成26年及び平成27年の知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別に定める数量は、次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量
さわら	流し網漁業のうち、さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業	愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である燧灘及び安芸灘	平成26年4月1日から6月30日まで	16,590隻日
			平成27年4月1日から6月30日まで	16,590隻日
		愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である伊予灘	平成26年9月1日から11月30日まで	5,880隻日
			平成27年9月1日から11月30日まで	5,880隻日
		愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である宇和海	平成26年10月1日から12月31日まで	7,490隻日
			平成27年10月1日から12月31日まで	7,490隻日

7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) 瀬戸内海のさわらの資源の回復を図るため愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の着実な実施を推進するとともに、漁業法（昭和24年法律第267号）第68条第1項の規定に基づく瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示による操業制限等が遵守されるように努めることとする。

- (2) さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業については、

許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、操業海域ごとにそれぞれ4月1日から6月30日までの間、9月1日から11月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間における操業実績の報告を義務付けることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。